

豊明市シルバー人材センター

空き家管理サービス

貴方の大切な財産『空き家』の
管理はシルバー人材センター
へお任せください！

豊明市シルバー人材センターでは、豊明市と連携した事業として、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止するため、豊明市と空き家等の適正管理に関する協定を締結しました。

業務の内容は、空き家等の見回りや敷地内の除草、樹木の伐採・枝払い、植木の剪定などです。ぜひ、お気軽にご相談ください。

| | |
|------|-----------------|
| 基本料金 | 1回/ 2,000円 (税込) |
|------|-----------------|

作業内容

- ① 目視により建物の外観、破損等の確認
 - ② 植栽、草の繁茂状況の確認
 - ③ 郵便物の確認
 - ④ 不法投棄等の確認
 - ⑤ 報告書、写真の送付
- ※ 見回りの時期、回数をご希望により承ります。



| | |
|-------|--------------|
| オプション | (見積もりは無料です。) |
|-------|--------------|

敷地内の除草、清掃、植木の剪定、枝払いなど

センターで対応可能な仕事は、事前にお見積りのうえ、作業いたします。

| |
|----------------|
| お申し込み お問合せ先 |
|----------------|

公益社団法人 豊明市シルバー人材センター
〒470-1122 豊明市西川町長田16番地7
TEL 0562-93-5011 FAX 0562-91-3577

空き家等の適正管理の推進に関する協定書 (案)

豊明市（以下「甲」という。）と公益社団法人豊明市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、空き家等の適正な管理を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、市内の空き家等が管理不全な状態とならないよう適正な管理を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建築物又はこれに付随する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）をいう。
- (2) 管理不全な状態 次のいずれかに該当する空き家等の状態をいう。
 - ア 建築物の倒壊、建築資材の剥離若しくは飛散又は敷地内に存する樹木の倒木により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす恐れのある状態
 - イ 容易に不特定の者が侵入することができ、火災及び犯罪を誘発する恐れのある状態
 - ウ 敷地内に存する樹木若しくは雑草の繁茂又は資材等の散乱、害虫の発生等により、周辺的生活環境の保全に支障を及ぼす状態
- (3) 所有者等 空き家等を所有し、又は正当な権限に基づき管理する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 市内にある空き家等の所有者等から空き家等の管理に関する相談を受けた場合は、乙の業務を紹介するものとする。
- (2) 市の広報紙及び市ホームページ又はその他の方法により、乙が行う空き家管理業務を紹介するものとする。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、空き家等の所有者等と契約し、次の業務を行う。

- (1) 空き家等の見回り、外観点検
- (2) 空き家等の除草、植木の剪定、伐採
- (3) 空き家等の管理状況の報告

(4) その他、所有者等の要望による空き家等の一般管理

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、この業務を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(協定の期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかが別段の意思表示をしないときは、さらに1年延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 豊明市新田町子持松1番地1
豊明市
豊明市長

乙 豊明市西川町長田16番地7
公益社団法人豊明市シルバー人材センター
会長